

議案第95号 小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成する子どもはぐくみ医療費助成事業の対象を拡大し、子育て世帯が安心して医療を受けられる環境の整備をはかるもの。

○対象者の拡大

(現行) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者

(改正後) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年小松島市条例第8号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、 <u>12歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2～5略	(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、 <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2～5 略	改正